

あかね台自治会の皆様

令和7年1月18日

防火防災部長

「自主防災規定の再確認のお願い」

最近、気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性は平常時に比べて高まっていないと判断しました。

ただし、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意し、日頃からの地震への備えを確実に実施しておくことが重要です。

1月11日に行なわれた あかね台防災会議で、

災害が発生した場合の自治会が担う役割について再確認いたしました。

これについては、役員だけではなく、自治会の会員の皆様の大きな協力が必要です。

昨今の国内災害における現状を踏まえ、

あかね台自治会諸規定集の自主防災マニュアルをご一読頂き、

住民の皆様にご理解、ご協力頂けますよう宜しくお願い致します。

自主防災マニュアル

1. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、自主防災規定に定める災害予防対策及び災害応急対策の実施に必要な具体的事項を定め、あかね台における防災活動の実効性を高めることを目的とする。

2. 災害予防対策

(1) 防災会議の運営

①メンバー：自治会長、防火防災部及び自治会長が指名する役員

②開催日程：原則、適時開催

③検討・実施事項

i 自主防災訓練計画の策定・実施

班長訓練（6月）

公園拠点での防災機材取扱訓練

市総合防災訓練等の取組に参加

総合防災訓練（地震）・風水害対策訓練

市自主防災リーダー養成研修参加（防火防災部長、拠点リーダー）

自治会防災訓練（11月）

公園拠点での防災機材取扱訓練

消火・心肺蘇生訓練

防災講習

ii 防災用備蓄品・資機材の点検・整備

消火器点検（6月、11月）

拠点資機材の点検・交換（6月、11月）

備蓄食料の期限管理・入れ換え（随時）

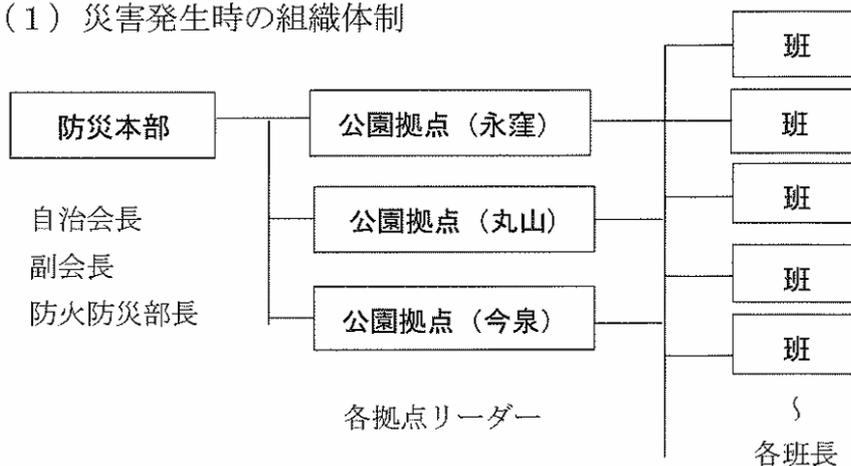
iii 要援護者情報の管理・周知

「消火器配置一覧」

「防災用備蓄品・資機材一覧」

3. 災害応急対策

(1) 災害発生時の組織体制



各班は自主的に緊急避難先の公園拠点を決めておく。

(2) 防災本部の設置

①設置基準

震度5強以上の地震が発生した時、及びその警報が発せられたとき。

地震以外の災害の警報が発せられ、あかね台地域も被害の発生が見込まれるとき。

②設置場所：あかね台会館（0463-91-5380）

③メンバー：自治会長、自治会副会長、防火防災部長

④実施事項

i 各拠点公園のリーダーと連絡を取り災害発生状況を把握する。

ii 行政機関との連絡・調整

iii 広域避難所への避難の判断・指示を行う。

(3) 各班での応急対策

① 班長は班の会員と協働して初期消火及び被災者救助に当たる。

② 消火、救助に当たっては、各班配置の消火器及び公園拠点の防災資機材を使用する。

③ 隣接する班は相互に協力して初期対応を行う。

④ 初期対応が困難な場合又は困難となった場合は、班長の指揮により班で決めた緊急一時避難場所へ避難する。

⑤ 緊急避難に当たっては、班長は班の会員と共に、単独での避難が困難な災害時要援護者及び負傷者の避難を支援する。

⑥ 避難が不要な場合でも班長は公園拠点に行き拠点リーダーにその旨を報告する。

(4) 公園拠点（緊急一時避難場所）での応急対策

① 拠点リーダーは、防災本部が設置された場合、担当公園拠点に行き、災害の状況、会員の避難の状況を確認する。

② 班長は公園拠点で会員世帯の避難状況を確認する。

確認に当たっては防災倉庫備え付けの、避難者名簿・筆記用具を使用する

③ 拠点リーダー（不在の場合は自治会役員で互選）は、各班の避難状況を確認する。

④ 拠点リーダーは、公園拠点において周囲の状況を確認し、更に災害が拡大する恐れがあると判断したときは、避難している会員を指揮して広域避難場所へ避難・誘導する。

避難に当たっては誘導旗、ハンドマイク等を使用するほか、広域避難場所が必要になると思われる最小限の資機材（「防災用備蓄品・資機材一覧」に表示）を携行する。

⑤ 拠点リーダーは、公園拠点ごとの被災状況、避難状況及び広域避難場所への避難状況について、防災本部と密接に連絡を取り、必要な指示を受ける。

(5) 広域避難場所での応急対策

① 会員が各公園拠点から広域避難場所へ避難する場合、防災本部も広域避難場所に移る。

② 広域避難場所では防災本部の下に次の班を設置し、各々その任務に当たる。また、状況に応じ、あかね台地区内においても活動を行う。

「総務班」 総務部が担当し、防災本部の運営全般のとりまとめを行う。

「情報広報班」 広報部が担当し、被災者向けの各種情報の管理及び提供等を行う。

「救護班」 防火防災部が担当し、負傷者、要援護者の支援を行う。

「食料物資班」 会館運営部が担当し、食料・生活物資の配給を行う。

「施設管理班」 交通防犯部が担当し、施設の安全確保、防火防犯等を行う。

「被災者管理班」 企画部が担当し、避難者名簿の作成、問い合わせへの対応等を行う。

「衛生班」 環境衛生部が担当し、衛生環境の管理、ごみ処理を行う。

(6) 避難所運営

市の判断で広域避難場所に避難所が開設された場合は、防災本部及び各班は他の自治会と協力して避難所運営委員会を立ち上げ避難所の運営に当たる。

附則 このマニュアルは「自主防災組織活動要領」に替え、平成29年1月15日より実施する。

この本規定は令和4年4月3日より一部を改訂し実施する。